

【JAF 講習免除適応コースの認定について】

1. 趣旨

(社)日本エアロビック連盟(JAF)は、一般の指導団体において、JAF 主催のエアロビック指導者養成講習会と同等以上の養成講座を実施している場合、その指導団体を「JAF 講習免除適応コース」として認定する。

また、本連盟は、その養成講座の終了者に対して JAF 主催のエアロビック指導者養成講習会の受講を免除し、資格試験の受験を認める。

2. 目的

JAF 講習免除適応コースの認定は、以下の事項の達成を目的とする。

- ①広く指導者養成団体等と連携し、エアロビック普及の協力体制を図る。
- ②エアロビック指導者養成に必要な予備教育の拡充を図る。
- ③専門知識や指導技術の向上と、一貫した指導者養成システムの構築を図る。
- ④実践に即した指導者養成を行うことにより、社会的な信頼の確保を図る。

3. 講習免除と資格認定

(1) 講習免除の内容

認定した指導団体が行う養成講座の終了者に対して、次の指導者養成講習会の受講の全部または一部を免除し、資格試験の受験を認める。

(2) 対象講習会

JAF 認定キッズ・ジュニアエアロビック指導員養成講習会

(2) 資格試験及び資格認定・登録の手続等

資格試験及び資格認定・登録手続き、費用等の要件は別に定める。

4. 講習免除適応コースの認定基準

講習免除適応コースとなる指導団体の認定基準は次の通りとする。

- ①指導団体が健全で、品位と秩序ある社会的に意義のある活動を行っていること。
- ②JAF 主催の対象講習会と同等以上の養成講座等のカリキュラム(プログラム)を有していること。
- ③養成講座等の講師が、JAF 認定有資格者であること。
- ④養成講座等の実績があること。
- ⑤その他、JAF が特に認めた場合。

5. 講習免除適応コースの認定手続きと有効期間

指導者養成機関が所定の手続きに基づいて JAF に申請し、審査の上 JAF が認定する。
なお、認定の有効期限は2年間とし、再審査により認定を更新することができる。

6. 附則

- (1)本要項は、平成 15 年 4 月 1 日より施行
- (2)平成 21 年 4 月 1 日改訂